

木材共販所取引契約書

収入印紙

買方

甲・乙の間に次のとおり木材共販所取引契約書を締結する。

を甲とし、徳島中央森林組合を乙とし、

第一条 甲・乙ともに事業遂行にあたり、別に定める木材共販所運営規則を遵守するものとする。また諸情勢により規則を改正するも異議を述べないこととする。

第二条 甲は、次の組合指定取引限度内で取引する。万一限度を超過するおそれのある場合は、予め乙に申出をし承認を受けなければならない。

三 組合指定取引限度額 金

第三条 甲は、本取引の保証金として金

円也を乙へ差し入れることとする。

ただし、市況等に従い乙より増額を請求されたときはその日より一週間以内に異議なく納入するものとする。本保証金に対する金利は、無利息とする。

第四条 木材共販所運営規則第6条の支払い且つ延滞損害金の納入が滞った場合は、甲は次の責任を負うものとする。

① 甲の乙に対し負担する全債務は、当然に期限の利益を失い全額すぐに支払わねばならない。この場合乙に対する保証金と相殺せられても異議なきこと。

前号の場合乙の要求ある時は、手持ちの買い取り物件を乙に返還して債務の支払いに充当するものとする。ただしこの物件は乙において市売りまたは付け売りに附し、差引によって生ずる不足金並ぶに経費は甲において負担する。

③ 乙の要求により別途差し入れた担保についても、直ちにその権利を実行せられても異議なきこと。

第五条 連帯保証人は、甲が個人の場合は一名、法人の場合は二名（内一名は会社代表者が個人の資格で連帯保証人になること）とする。また甲が法人の場合は商業登記簿謄本を、及び

甲・連帯保証人ともに印鑑証明を差し入れるものとする。

第六条 連帯保証人は指定限度超過金についても甲と連帯して一切の責を負うものとする。

第七条 連帯保証人は本契約より生ずる一切の債務につき甲と連帯し、且つ連帯保証人相互の間にも連帯して債務履行の責に任ずる。

この契約の締結を証するため、本書四通を作成し甲、乙及び保証人記名捺印のうえ各自一通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

乙 住所

氏名

印 印 印 印